

平成24年11月定例会 経済委員会

平成24年12月18日（火）

〔委員会の概要 商工労働部・農林水産部関係〕

有持委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（11時04分）

議事に入るに先立ち、まず、四国電力の電気料金値上げの件について、御報告させていただきます。

本件につきましては、さきに関会されました当委員会において、委員の皆様方から、四国電力が詳細な情報を開示し、料金の値上げについて県民が納得できる説明がなされるまでは、値上げについて容認することはできない趣旨の御意見を数多くいただいたところでございます。

正副委員長といたしましては、その際いただきました御意見につきまして、あすになりますが、閉会日の委員長報告で十分に御報告させていただきたいと思っております。経済委員会としての思いを県民の方に発信いたしたいと考えておりますので、委員各位におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、商工労働部・農林水産部関係の調査を行います。

この際、商工労働部・農林水産部関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

商工労働部

【追加提出予定議案】（資料①②③）

- 議案第34号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】なし

農林水産部

【追加提出予定議案】（資料④）

- 議案第34号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】なし

酒池商工労働部長

商工労働部から今議会に追加提出を予定いたしております案件につきまして、お手元の経済委員会説明資料（その3）に基づきまして、御説明させていただきます。

それでは、まず1ページをお開きください。

一般会計・特別会計予算についてでございます。

今回の補正予算につきましては、国の経済対策に呼応しつつ、県独自の企業向け経済対策を盛り込み、県内の経済、雇用を守る施策の展開を図るものでございます。

補正額の最下段に記載のとおり、12億7,800万円の増額をお願いするものであり、補正後の予算額は、合計で670億8,205万9,000円となっております。

次に、3ページをお開きください。

課別主要事項といたしまして、企業支援課でございます。

中小企業指導費の摘要欄①中小企業総合支援費でございます。

お手元の資料1をごらんください。

来年3月末をもって、中小企業金融円滑化法が期限切れとなる見込みであり、県内の中小企業の不安感や閉塞感が高まっております。そこで、このたび県独自の支援策といたしまして金融円滑化緊急支援パッケージを創設し、関連予算を追加提案するものでございます。

この事業は、中小企業に対し専門家を派遣し、金融機関からの償還猶予に必要な経営改善計画の策定や見直しを支援いたしますとともに、その改善計画を実行するために必要な資金につきましても、より有利な借りかえ融資制度とする経営改善計画支援枠を創設し、中小企業を経営と資金繰り、金融の両面から一体的な支援を行うものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

労働雇用課でございます。

労政総務費の摘要欄①緊急雇用創出臨時特別対策費におきまして、アの緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金といたしまして、国の交付金を原資とし、11億7,500万円の基金積み増しを行いますとともに、イの緊急雇用創出事業といたしまして、県実施事業と市町村補助事業を合わせ、計1億円の緊急雇用を実施するものであり、計12億7,500万円の増額をお願いし、さらなる雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

なお、事業の詳細につきましては、お手元に御配付の資料2、緊急雇用対策事業の概要を御参照いただきたいと思います。

商工労働部において今議会に追加提出を予定いたしております案件は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

吉田農林水産部長

それでは、お手元に御配付いたしております経済委員会説明資料（その3）の農林水産部版により、関係案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出を予定いたしております案件につきましては、11月定例会閉会日に追加提出を予定いたしております平成24年度補正予算案でございます。

今回の補正予算につきましては、国の経済対策に呼応し、県内の雇用、経済及び県民の安全・安心を守る対策を推進する所要の予算措置を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算、一般会計の総括表でございますけれども、補正総額といたしましては、

最下段の補正額欄に記載のとおり、総額5億7,142万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、342億1,482万1,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりとなっております。

2ページをごらんください。

特別会計でございしますが、特別会計につきましては、補正はございません。

3ページでございします。

課別主要事項でございしますが、主なものについて御説明申し上げます。

まず、農村振興課関係であります。

上から一段目の（目）農業総務費につきましては、摘要欄①農作物鳥獣被害防止対策費におきまして、市町村等が鳥獣被害を軽減するために、緊急的に侵入防止さくを整備する経費をお願いするものであります。

農村振興課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、2,700万円の増額をお願いいたしております。

4ページをお開きください。

農業基盤課関係であります。

上から3段目の（目）土地改良費につきましては、摘要欄①県営かんがい排水事業費及び②経営体育成基盤整備事業費におきまして、農業用排水路の整備に要する経費といたしまして、2,792万円の増額をお願いいたしております。上から4段目の（目）農地防災事業費につきましては、摘要欄①耕地地すべり防止事業費におきまして、農地の保全や災害の未然防止に要する経費といたしまして、1億5,750万円の増額をお願いするものであります。

農業基盤課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、1億8,542万円の増額をお願いいたしております。

5ページをごらんください。

水産課関係であります。

上から7段目の（目）漁港建設費につきましては、摘要欄①漁港海岸保全施設整備事業費につきまして、高潮などに対する護岸整備を行う経費の増額をお願いいたしております。

水産課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、1億3,700万円の増額をお願いいたしております。

6ページをお開きください。

森林整備課関係であります。

上から4段目の（目）治山費につきましては、摘要欄①治山事業費におきまして、山地災害の復旧と未然防止対策に要する経費、②林野地すべり防止事業費及び③国営直轄事業負担金におきましては、林地の保全や地すべり防止対策に要する経費をお願いいたしております。

森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、2億2,200万円の増額をお願いいたしております。

農林水産部におきまして、今議会に追加提出を予定しております案件は、以上でござい

ます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

有持委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日の委員会の質疑につきましては、先ほど開会されました議会運営委員会において、提出予定議案に関するものに限るとの申し合わせがなされておりますので、委員各位におかれましては、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

木南委員

今、説明があった資料1、金融円滑化緊急支援パッケージについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは、中小企業金融円滑化法が来年の3月で期限切れということを背景にされたんだろうと思うんです。金融円滑化法っていうのは、非常に導入するときにも問題があったように私は思うんです。国民新党の亀井さんが非常に力を入れてやったんですが、そのときはいいんですが、麻薬と一緒に切れるときに非常に大変やなあということ想定して、議論の中で導入されたシステムだったんですが、1年延期もいよいよ来年の3月で期限切れということでありまして。これが中小企業あるいは住宅ローンにまで非常に大きな影響が及ぶなあということで、我が会派は6月議会から代表質問を通じて、また、いろんなところでいろんな意見、提案をしてきたわけでありまして、いよいよ3月で終わりということで、緊急支援パッケージがつけられたんだろうと思います。

そこで、基本的なことをお伺いしたいと思うんですが、こんなことは国もわかっておりますから国も政策パッケージをつくりました。来年3月ですから、金融機関も3月が来てばたばたするというわけではないと思うんです。それで、再生ファンドなんかをつくったわけですが、この国の政策パッケージ、あるいは銀行のファンド、これとの整合性というか、こんな中で、この県がつくる緊急支援パッケージの位置づけというか、どんなふうなのか、お伺いしておきます。

丸谷企業支援課長

このたび提出させていただいております金融円滑化緊急支援パッケージの位置づけについてでございます。

先ほど委員からございましたように、金融円滑化法の期限切れ問題につきましては、この6月から当委員会あるいは本会議で、いろいろ議論されてきております。そういった御論議を踏まえまして、6月に金融機関あるいは支援機関を含めまして企業金融・立地ワーキンググループを立ち上げております。その中で、国のパッケージについて、具体的には中小企業再生支援協議会あるいは銀行が立ち上げました再生ファンドというものの取り組

みについても把握をしてきたところでございます。

そうした把握の中で、今の国のパッケージの動きでは、どうしても大規模案件が優先されているという実情がございます。そうした中で、県としては、今の取り組みや動きの中で抜け落ちてしまうような、カバーし切れない中小案件を幅広く対象にしたいというふうに考えております。そうしたことで、信用保証協会を中心とした、とくしま中小企業支援ネットワーク会議とも連携いたしまして、比較的小規模から中規模を中心といたしました、幅広い企業を支援対象としたパッケージということで創設するものでございます。

木南委員

国のパッケージというのは、いわゆる中小企業っていうことで、中小企業というのは割とその下にまだ零細企業というのがありますが、零細企業がもしかしたら網から漏れるんじゃないかということだろうと思うんです。銀行のファンドにしても、やっぱりそんなことが言えるんでないかと思うんで、徳島県というのは中小零細企業が99%という環境の中で、県もそこからあふれるところというのは十分にフォローしていかないかんと思うんで、有意義かなとは思っております。

それで、うわさというか若干の報道があるんですが、金融円滑化法に該当した企業は300万件を全国では超えるんでないかというふうなことです。個人情報保護法みたいなものがあって、なかなか公表せんのかな。こんなことで秘密的に隠しとったら施策もなかなかできんのやけど、個人情報保護法みたいなものがあって、なかなか情報が出てこんところがあるんですが、県内で該当するっていうのはどれぐらいか、もしわかれば教えてほしいんです。

さっきも言うたように金融円滑化法が来年の3月に切れるっていうことは、やはりいろんな企業にしても金融機関にしても構えををすると思うんです。もう切れるんで、あなたのところは払う準備をなさいよみたいなところがあると思うんで、経営に大きな影響がある企業もあるかもわかりません。それによって倒産の件数みたいなのがあれば。

該当する企業とこれの影響でもう既に倒産件数の推移はどうなっておるのか。それから、その中で、このパッケージを該当するような、あるいは使ってもらような企業の数っていうのはどれぐらいあるのか教えてほしいと思います。

丸谷企業支援課長

該当する企業の数でございます。

委員がおっしゃいましたように、この金融円滑化法施行以来、今の統計では昨年度末までの統計が出ておりますけれども、2年4カ月余りの間で全国で約で言いますと300万件でございます。これは、あくまで債権の件数でございますので、企業数の実数ではございません。企業数の実数は、金融庁の発表では全国で実数で言うと30万から40万社ではないかというふうに推定されます。県につきましては、そのうち県の経済規模あるいは企業数から見て、その0.5%程度と考えておりますので、実数では約1,500から2,000社ではないかと、そういう試算をしております。

そういったことで事業を組み立てておるわけでございますが、その中で、先ほど言いましたように中小規模ということになります。これは保証協会が中心になり、担保とか保証人が要らない保証制度でございますので、どちらかというところと小規模であろうということ、保証協会を中心とした案件を参考にしますと、500から1,000社といったところがその小規模じゃないかというふうに考えています。この緊急支援パッケージでは、そのうち厳しいところ、それから緊急的に3月までに手当てする必要があるところということで、緊急対策として考えておりますので、厳しいところが全国で1割から3割。そのうち3月までに手当てしていくというところを考えまして、約50社程度をめどに対象としていきたいというふうに考えております。

それから倒産の数でございます。

昨年度、県内で51件でございます。これは10年間で最も少ない数字ということで、抑えられておるといふふうに考えております。最近の数字を申しますと、平成24年4月から11月の累計でございますが、36件でございます。前年同期と比べますと124%ということで、件数は若干増加に転じている傾向があるというふうには考えております。ただ、負債総額で言いますと44億円と、前年同期の91%ということで、大型なものは見られないけれども増加傾向にあるのではないかとこのように考えています。したがって、こういう年間50件程度ということになってはいますが、厳しいところというのは、その数倍になるのかなというふうに考えております。

木南委員

今、50社程度かなってという報告を受けたわけでありまして、このシステムというのは、金融機関にもかなり有利なシステムを組んどんです。そんなことから、倒産件数が若干ふえる傾向にあるということは、もしかしたら銀行が構えよんでないかというところもあるんです。これを機会に廃業っていうところも、もしかしてあるかもしれません。幾らか余裕があるところではなかったら廃業ってできんのです。廃業ができんところが倒産する。倒産件数がふえるってことは非常に深刻な問題なんです。そこらあたりも十分に金融機関等とも相談しておいてほしいと思うんです。

それで、これを見ても、このパッケージの適用については専門家を派遣すると、こういうことなんです。金融円滑化法を適用するとき、もう既に経営審査を受けて、経営の改善を図った後に円滑化法が適用されておると思うんですが、もう一回受けると、こういうことですね。それは中小企業経営改善計画支援事業ですね。もう一回経営審査を受けて、経営改善計画を立ててやっていくと。それには、専門家が経営の指導をしますよと。経営改善計画を立てるためのアドバイスをしますよということなんです。1回受けたやつをもう一回することの意義と、専門家と言われるのはどんな専門家でいこうとしておるのか。いろんな専門家がおりますけれども、そこら辺も伺っておきたいと思っております。

丸谷企業支援課長

専門家の派遣についてでございます。

これまでも金融円滑化法の中で、経営改善計画を立てて、償還延長等が認められたきたところですが、問題となるのは、そういった計画を立てても、その計画どおりにいってないという企業が多いというところだと考えております。そうしたことで、今まで金融機関あるいは企業だけで、そういう経営改善計画を策定したところに、ある種、第三者的な目でそれをもう一度見直すと。それで、改めて立て直すということが必要だというふうに考えております。そういったことで、県で専門家派遣を支援するというふうに考えております。

その内容でございますが、基本的には財務内容の改善ということで財務の専門家を考えておりますが、その企業によって抱える課題というのは、さまざまであるというふうに考えております。ですから、業務改善でありますとか、あるいは売り上げを伸ばすためのマーケティングでありますとか、そういった専門家も支援機関は持っておりますので、そういった多様な専門家を派遣して、その企業に応じてきめ細かく対応していきたいというふうに考えております。

木南委員

専門家が経営診断して、経営改善計画を立てていただくというのは非常にありがたいことなんですけど、なかなか企業によっていろんなものがあって、もう既に経営意欲をなくした、後継者がよそへ就職したとか、そんなことがあるので、できるだけ早い手を打つのが私はいいんでないかというふうに思っていますので、早い時期にやってほしいと思うんです。

これを見ても、融資金額が5,000万円から7,000万円、融資期間が8年から10年で2年据え置き、融資利率が1.85%から2.1%、保証料率が0.3%ということで、かなり踏み込んだプロパー融資の優良企業的なところかなと、こんなふうに思うんですが、企業というのは地域間競争、企業間競争あるいは各県の企業との競争をするわけですが、このシステムが近隣の県と比べて、どんなふうな位置づけにあるのか、お伺いしておきます。

丸谷企業支援課長

今回、特に保証料率は0.7%から0.3%ということで、0.4%を負担しました。一般的な保証料率と比べますと、一般的な保証料率は1.1%とか1.3%でございますので、0.8%あるいは1%軽減されるということで、負担を極力減らすことを考えております。

他県との比較でございますが、少なくとも四国4県につきましては、まだこういった対策は打ち出されていないという状況でございますので、他県に先駆け、こういったシステムをつくるというふうに考えております。

木南委員

多分、保証料率が0.3%というのは今までにもなかつたろうし、2年据え置きっていうのは、またこれ問題あるんやけどな。先延ばし先延ばしで、この金融円滑化法も2年だ

ったのが1年延ばして、もういよいよあかんようになって、ここでまたパッケージをつくって、また2年間は据え置きと、こんなことになって、なかなか麻薬が抜けにくいなどというところもあるんですが、しかし、政権もかわったし、景気の浮揚を期待するわけで、この2年間で景気をよくしてくれたら企業にとってもありがたいと思うんです。

この2年間、よそに比べても非常に有利なパッケージができたわけでありましたが、これ使ってくれなんだらどうにもならんので、このパッケージ、多分あしたの本会議で決まるんでしょうが、企業さんにやっぱりPRせなあかんと思うんです。企業にPRする。銀行から十分に説明してもらおう。あるいは商工団体からも説明、PRする。こんな手だてが要ると思うんですが、そこらあたりはどんなふうなお考えなのかをお聞きしたいと思います。

丸谷企業支援課長

このパッケージのPRについてでございます。

明日、これが可決された場合ということをお話しさせていただきますが、おっしゃられましたように、まず現場の中小企業者、それから金融機関の支店の営業担当、そういった者にこのパッケージについて、しっかりと頭に入れていただく必要があると思います。そういったことで、そうした関係者用のわかりやすいパンフレットを作成したいというふうに考えています。可決いただければ、直ちにそれを金融機関あるいは団体に配付したいというふうに考えています。同時に今、KIZUNAプラザの総合支援連携会議、あるいは先ほど申しましたワーキンググループにおきまして、そういう周知を徹底的に図っていくということが1点でございます。もう一つは、ホームページ等で周知、あるいは相談窓口といたしまして、年末でございますので、年末の金融機関の営業日の最終日まで、土日も休まず窓口を設置したいというふうに考えております。

そういったことで、積極的なPRということで、積極的な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

木南委員

リーマンショック以来、いろんな手だてをしてきたんですが、今まだデフレの真ただ中。この前の選挙前後から円安が進み、あるいは株価が高くなってきた。先行きに若干明るさが見えたのかなと思うんですが、景気がよくなったら、こんなこと要らんのやけども。県行政としても、国との関連もあるんですが、早く景気をよくするというのが第一義的な問題なんです。景気がよくなったら、こんなことすぐに解決する。そんなことにも努力してほしいし、その間こういうふうなパッケージ等を利用して、中小零細企業をフォローしてほしいということをお願いして、終わります。

来代委員

木南委員の言うとおりのやけど、ひとつね、丸谷課長さん、甘い。

というのは、今まで、これ窓口は銀行でしょ。銀行やから、今までこういう融資とかを県とか国は組んだわけ。銀行を窓口にするから、結局、銀行が選別をして、自分のところ

の借金だけ返させて、中小企業にお金がおりにないという現状を丸谷課長さんは知っていますか。知るまい。

丸谷企業支援課長

確かに委員がおっしゃいましたように、金融機関も企業でございますので、そういった傾向があるかもわからないというふうには考えております。

来代委員

何でも銀行の貸しはがしっていう、窓口になっても自分のための利用なんですよ。銀行はまあ民主党とは言わんけど、銀行の言よることは余り信用したらいかんのじゃ。ええかい。みんな裏切られておるわけ。

だから、もう一回これは銀行を窓口でなしに会計士。あるいは、ちょっと県庁の中とか信用保証協会に特別の窓口を設けて、そして、企業さんに全部連絡をして、来てくださいよと。銀行に書類をつくってもらうから、全部銀行は自分のことするわけ。そういうのをやめて、銀行を切り離して、県庁の職員の中にコンサルトができる人を置いて、もうちょっとかゆいところへ手の届く対策をせんかったら、こんなもの、あんた方はこれやってます、これやってますと、これ本会議で知事が言うだろうし、即新聞に載るだろうし、そこだけ満たして、皆さんの自己満足に終わってしまうんですよ。もうちょっと中身のある、情のある、本当に困った人のためのことを考えてくれんかったら、こんなもん、ああ、そうですかっていうわけにはいかんでよ。

丸谷企業支援課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。企業の本当のニーズにあった対策でないといけないうことは、私といたしましても心しております。そうしたことで今、考えておりますスキームでは信用保証協会を窓口にしたいと考えております。それと、支援機関として中小企業診断士などを活用して、そういった中に会計のプロもおりますので、そうしたことで銀行とは緊張感を持って運用できるスキームというものを考えていきたいと思っております。

来代委員

違うって言よんじゃ。今、言よるのは、企業についておる税理士さんのところへ全部連絡しなさいって言よるんよ。わかる。税理士に全部連絡して、税理士から企業におろしてやらんと、銀行を窓口にするからおかしいことになる。だから、その税理士の費用は県が出してあげるぐらいの優しさと、木南委員の言よる徹底した広報と、知らせるのはどうするって、そこが一番なんじゃ。まず税理士に教えてから。銀行や後でいいんじゃ。あんなんうそばっかり言うんやけん。それぐらいのつもりでいてくれなんたら、こんなもん、ああ、そうですかと賞賛する声にはならんと思う。

丸谷企業支援課長

おっしゃいますとおり、企業の税務に限らず、財務は税理士がそれぞれ把握しております。古くからのおつき合いで、その企業の実情もよくわかっておるといふふうに認識いたしております。そういったことで、この対策につきましても税理士の協会とかを通じまして周知徹底といいますか、そういう税理士の活用も考えていきたいといふふうに考えております。

達田委員

この緊急雇用対策について、お尋ねをしたいと思うんですが、今回、出されております中で、新規雇用が26人、継続雇用が3人という数字が出ておりますけれども、今年度当初から出ているのを全部合わせますと、どういう状況なのか。それと、各年これがもっとも必要なのに、だんだんと少なくなっているというような議論がずっとされてきたんですけれども、過去5年ぐらいいさかのぼって資料をお持ちでしたら、どういう状況になっているのか。

それと、今後、緊急雇用対策について、県はその必要性について、どのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。

新居労働雇用課長

達田委員から緊急雇用創出事業に係る雇用状況についてということでございます。

まず本年度でございます。平成24年度につきましては、当初予算、あるいは6月補正予算、9月補正予算、今回の11月補正予算を合わせまして、これは今議会で御承認をいただいた場合ということで、約850名程度の雇用創出ということになっております。予算額が25億円程度ということになります。昨年度、23年度になりますけれども、これにつきましては、当初予算と6月補正予算を合わせまして、約2,300人という数字でございます。この緊急雇用創出事業につきましては、平成21年1月の臨時議会でお認めをいただいたということで、それ以降の数字は、累計になりますと23年度末で、ふるさと雇用、あるいは緊急雇用を合わせまして、約7,500名程度です。それに今年度の850名程度ということになります。

今後につきましては、今回、追加提案をさせていただいております11.1億円の新たな交付金が国のほうからいただけることになりましたので、これにつきましては基金に積み増しをさせていただいて、平成25年度が一応緊急雇用につきましては最終年度ということになっておりますので、引き続き雇用創出を図っていくということでございます。また一方、その後につきましては、従前から知事会等を含めまして、各地方において雇用状況が厳しいということから、引き続き何らかの対応はしていただきたいというような提言をしているところでございます。以上です。

達田委員

最終年度が目の前ということで、こういう状況でいいのかということが議論されてきた

と思うんです。それで、何らかの対策をとということなんですが、見通しですね。どういう状況になりそうなのか。県として、今の県の雇用の状況を見定めたときに、この事業がもっともっと続く必要があるんじゃないか。私はそう思いますが、県としてはどういうふう
に要望、また、取り組むおつもりがあるのかどうか、その点をお伺いしたんです。

新居労働雇用課長

今後の対応ということでございます。

先ほども申しあげましたように、近畿ブロック知事会、あるいは全国知事会でも、緊急雇用については継続を願うというような提言がなされております。当然、本県もそういう提言には加わらせていただいております。やはり雇用状況というのは大変厳しい状況がござい
ますので、的確な時期にこういう提言等を行って、引き続き雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

そうしたら、この雇用につきましては、あくまでも期間が定められていますよね。平成24年12月11日付のインターネットで出ている資料を見ますと、対象者が平成23年3月11日以降に離職した者とか、平成23年3月以降に卒業し未就職である者とするとか、また、被災求職者を優先的に雇用する
というようなことが細かく書かれているんですけども、今までこれらの緊急雇用で働いてきて、その後、きちんと就職しましたよというような追跡調査はされとんでしょうか。

新居労働雇用課長

緊急雇用が終了した後の状況ということでございます。

これにつきましては、緊急雇用の中にふるさと雇用というのもございました。これにつきましては、平成21年度から23年度の3カ年間で762名の方が雇用されているという状況
でございます。ちょっとはつきりしておりませんが、5割弱の方が引き続き継続雇用されているというような状況がござい
ます。緊急雇用につきましても、先ほど申しあげましたように8,000人程度というようなことになりまして、その後の追跡調査というのは行っており
ませんが、現在、この経済委員会でも御指導いただきまして、人数的にはちょっと少ないんですけども、雇用終了者に対し、アンケート調査を実施しているところ
でございます。その御回答等をいただいて、それを検証しながら、今後の雇用対策に資していきたいというふうに考えております。

達田委員

これが安定した雇用につながる対策として、一時的にお仕事をしてもらったらそれでいいじゃなくて、この趣旨のとおり安定した雇用につながるような、そういう一時雇用であるべきだ
と思うんです。

それで、今回見てみましても、事業名を見ますと非常に大事な事業やなと思うのがたく

さんございます。これが臨時で、例えば半年、1年とか、そういうので終わってはならない事業だと、ほとんどがそう思うんです。ですから、ずっとこれは正規でお仕事していくべきものなんじゃないかなと思うんですけれども、新規雇用26人、継続雇用3人というふうになっておりますが、実は、このお仕事が当初予算でついていたもの、また9月補正とかでついていたもの、ずっとありますけれども、それを見ますと、県が実施する事業でも当初予算では4事業、それから9月補正予算では64事業が、まだ募集中あるいは12月中旬以降とか1月とか、まだ採用されていないんです。ですから、平成24年度の予算ではあるんだけれども、この人たちはいつからいつまで仕事をするのか。そこがちょっとよくわからないんですが、どういうシステムなのか教えていただけますか。

新居労働雇用課長

まず現在、県の広報、ホームページ等でも、緊急雇用につきましては募集状況等をアップして、お知らせしておるところでございます。

その中で、募集中というのがあるケースとして恐らく考えられますのは、当然、本年度当初、4月から事業は実施しておるということで、雇用もされておるところでございますけれども、ただ、御本人様の都合で途中でちょっとやめたいというケースもございます。そうなれば、その事業を継続していくために新たに雇わないかんとということで、募集中というのが1つ考えられます。

また、事業によりましては昨年から継続しておりまして、例えば昨年の10月スタートで、ことしの9月30日で終わるということであれば、新たに10月以降の方を募集されるというようなケースもあろうかと思えます。

それと、今年度9月補正で262事業、370名程度の雇用をお認めいただいたんですけれども、それにつきましても、雇用の開始時期につきましては、それぞれ事情によりまして、例えば1月、2月とかというふうなケースがあろうかと思えます。以上です。

達田委員

せっかく予算もつき、何人雇用しますよということが出されているんですから、きちんと応募して、そして働いてみる方がちゃんという状況にしていきたい。せっかくつけたんだけれども、人が来んかったやということがないようにぜひしていきたいと思えます。

それと、今回出ております中で農林水産分野を見てみますと、新規事業の中で、農作業安全等推進事業というのがあるんです。私、こういうのをしてほしいなあと前から思っていましたので、非常に期待しているんですが、実は今、農業機械を使っていて事故に遭ったという方、それから農作業中に熱中症などで病気になったり亡くなられたやいう方もお聞きします。そういう中で、そういうのをなくすための事業なのかなと思うんですけれども、これが緊急雇用の中で、1人新規で来ていただくということなんですけど、こういうお仕事はずっとしていただきたいなと思う仕事なんですけども、ちょっと細かくなりますが、この中身ですね。この人はどういう仕事をされるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思

います。

安芸ブランド戦略総局長

緊急雇用の農作業安全等推進事業についての御質問でございます。

委員から御質問のとおり、農作業事故は多数発生しているという状況でございます。例えば昨年を見ても、昨年は全体で116件の農作業事故が発生しております、うち5件死亡事故が発生しており、過去10年間でも5件前後が発生しておる状況というふうなところでございます。

このたび11月補正について予算を認めていただきますと、年明け以降に募集をさせていただいて、2月からの雇用で、2月、3月と雇用いたしまして、4月以降の春の農作業安全運動月間に向けて啓発に努めてまいりたいと。そのための啓発資料作成でありますとか、各農業団体等への指導、これに当たる職員を募集したいと、このように考えておるところでございます。

達田委員

こういう取り組みをぜひ強めていただきたい。これは提案をさせていただきたいと思っていたところ見ましたので、ぜひお願いします。

116件という中には、機械等を使っていて事故をされた、あるいは運搬とか、そういうことをされていて事故をされたとかですか。農作業中に倒れた方やいうのも入っているんですか。

安芸ブランド戦略総局長

116件の事故の中身についてでございます。

大半の部分は機械等でなしに、自分で倒れた、こけられたというふうな部分が多うございますが、死亡事故につきましては特に検証しており、それはやっぱり乗用のトラクターでありますとか耕うん機、これら農作業機械の使用中の事故というのが大半でございます。そういったところで、転倒した、トラクターが倒れて下敷きになったとか、耕うん機に挟まれるといったことで死亡事故が発生しているというふうな状況でございます。

達田委員

ぜひ1人と言わずに、いろいろ取り組みを強めていただきたいということで、人数もふやしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

やっぱり倒れる方が多いんです。というのは、高齢化しておりますので、夏の暑さとか、そういうところでも非常に我慢強くお仕事されて、そして熱中症で倒れるとか、そういう方もおりますし、また道が悪いんです。土手のようなところをトラクターでずっと走りよって落ちたとか、そういうのをお聞きしますし、田んぼの中でカーブしよって、こけて巻き込まれたやいう、そういう痛ましい事故もございました。ですから、こういう取り組みを緊急雇用と言わずに強めていただいて、本当に農作業の事故が少なくなるようにお取り

組みをしていただきたいということで、お願いしておきたいと思います。

それと、鳥獣被害防止対策の予算がついておりますが、これでどういうものに対して、どれだけするのかというのを教えていただけたらと思います。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣被害防止対策の補正についてでございますが、これは10月26日に閣議決定されました国の経済対策第一弾の中で、鳥獣被害防止施設緊急整備事業として計上されておるものでございまして、この事業は野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応し、鳥獣被害を防止するための侵入防止さくの整備をさらに進めるために緊急的に支援を行うものでございます。この事業を活用いたしまして、今回、県下で侵入防止さくを30キロメートル整備する費用として、2,700万円をお願いしておりますところでございます。

達田委員

野生鳥獣はいろいろありますが、今までシカ、猿、イノシシとか、非常に被害の実態が出されて、深刻ということですが、今、私の身の回りで農作業をたくさんの方がしておりますが、イノシシ、猿、シカに悩む上に、今の時期、鳥の被害にも非常に困っております。ミカン畑なんかは段々畑になっていますから、平面と違ってすべてを囲うやいうことはちょっとできないんです。非常にお金もかかります。ですから、そういう場合、何か鳥に対する対策というようなものもこの中に入っておりますか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

今回の補正については、国のメニューが侵入防止さくのみとなっておりますので、それは含まれておりません。

ただ、ことし10月に鳥獣被害防止対策フォーラムというのを開きまして、その中で、これは平地でございますが、鳴門のほうでカラス対策ということで、釣り糸を活用した侵入防止対策の方法について、各市町の方にやり方等について広めるとか、そういう取り組みはさせていただいております。

達田委員

最後に要望だけさせていただきます。

今、鳥獣被害で、ぐるりを囲めば鳥獣が来ないと。それから、空からも攻撃されるわけですが、カラスの場合は作物を上からだけつつくんです。ただヒヨドリなんかは木の中にもぐり込みまして、中のものを全部つついていきます。ですから、どうしても囲むということが必要なんです。その地形によって囲めるところと囲めないところとあるんですけれども、やっぱり鳥対策も非常に今、深刻な問題ですので、そちらのほうも何かいい研究をされているところがあれば、また知らせていただくとか、また、県下でこういう取り組みをしようので非常に効果が上がるといようなものがありましたら、皆さんに知らせていただいて、それぞれみんな工夫はしているんですけれども、今、非常に悩んでいる時

期でもありますので、ぜひ鳥対策もよろしくお願いします。終わります。

有持委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働部・農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（11時55分）